### 税務訴訟資料 第260号-234 (順号11590)

福岡高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号 無申告加算税等賦課決定処分取消請求控訴事件 国側当事者 • 国 (行橋税務署長)

平成22年12月28日棄却・上告

(第一審・福岡地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成22年5月27日判決、本資料 260号-90·順号11446)

圳 決

控訴人 甲 被控訴人 玉

同代表者法務大臣 仙谷 由人 処分行政庁 行橋税務署長

大藪 紹氏

原口 晃 上記指定代理人 早崎 裕子 同 坪田 圭介 同 戸上 吉幸 松本 秀一 同 同 田中 耕一 藤田 典之 同 同 大里 正幸 同 河野 玲子 同 濵口 正

> 文 主

1 本件控訴を棄却する。

同

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
  - 1 控訴の趣旨
    - (1) 原判決を取り消す。
    - (2) 行橋税務署長が平成19年6月27日付けでした控訴人の平成16年分の所得税の無申告 加算税賦課決定処分を取り消す。
    - (3) 行橋税務署長が同日付けでした控訴人の平成17年分の所得税の重加算税賦課決定処分を 取り消す。
    - (4) 行橋税務署長が同日付けでした控訴人の平成18年分の所得税の過少申告加算税及び重加 算税の各賦課決定処分を取り消す。

- (5) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

# 第2 事案の概要

事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決の「第2 事案の概要」欄に記載(2頁7行目から13頁9行目まで。原判決別紙1「FX取引に係る所得の内訳表」、同2「本件各賦課決定処分の経緯」及び同3「平成18年分の加算税の基礎となる税額について」を含む。)のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決3頁25行目の「同条」の次に「の14第」を、末行の「2項」の次に「2号」を、4 頁17行目末尾に「(弁論の全趣旨)」をそれぞれ加え、6頁15行目の「広域運営担当者」を「広域担当者」と改める。
- 2 同6頁18行目の次に改行して次のとおり加える。
  - 「ウ 税務調査は、具体的に行橋税務署長から当該調査の指示を受けなければ適法な調査とはいえないところ、控訴人に対する税務調査は、行橋税務署長から正式な指示を受けていない無権限者である原処分担当者らが行ったもので、違法・無効である。仮に、原処分担当者らが正式な指示を受けていたとしても、それを控訴人に全く明らかにしておらず、違法な手続であり、無効である。したがって、違法・無効な税務調査に基づく本件各賦課決定処分は取り消されるべきである。」
- 3 同7頁9行目の次に改行して次のとおり加える。
  - 「取引が始まったばかりで、複雑な課税方式を採っているにもかかわらず、税務当局は、平成 16年当初、全くFX取引の課税について啓発を行わず、取引を行うFX取引業者等ですら、 課税方法を誤解していたのであって、これは、控訴人の責めに帰すことのできない客観的事情 に当たる。そして、これらの事情により、控訴人は、自己の行ったFX取引について総合課税 の対象となることを認識できなかったのであるから、控訴人に無申告加算税を賦課することが 不当又は酷になることは明らかである。」
- 4 同10頁25行目の「質問てん末書」の次に「(乙38、39)」を加え、11頁3行目の次に 改行して次のとおり加える。
  - 「 裁決書(甲3)の記載内容も、同じ行政機関が行うものであるし、また、その認定判断の根拠となった関係資料も的確なものではない。その上、十分信用に値する丙事務員の顛末書(甲 16の1)の内容にも反しており、虚偽である。」
- 5 同11頁11行目の次に改行して次のとおり加える。
  - 「ウ そうすると、控訴人において、当初から所得を過少に申告することを意図した事実はなく、また、その意図を外部から窺いうる特段の行動も行っていない。したがって、控訴人は、通 則法68条1項の「隠ぺい」又は「仮装」に当たる行為を行っておらず、平成17年分及び 18年分の重加算税の賦課決定処分は取り消されるべきである。」
- 6 同11頁17行目の「加え、」の次に「前記のとおり、控訴人は、平成18年2月ころ、行橋 税務署及び中津税務署に電話相談して分離課税であると説明を受け、また、」を加える。

#### 第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の本件各請求は、いずれも理由がないから棄却すべきものと判断するが、その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「第3 争点に対する判断」欄に記載(13頁1

1行目から23頁15行目まで。原判決別紙2「本件各賦課決定処分の経緯」及び同3「平成18年分の加算税の基礎となる税額について」を含む。)のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決13頁14行目の「大正7年」の次に「1月23日」を、同行の「高齢で」の次に「身体に障害は」を、15行目の「(」の次に「甲8の2、9の2、」を、17行目の「事実」の次に「、乙17」を、14頁13行目の「年金と」の次に「土地の」をそれぞれ加える。
- 2 同15頁初行の「陳述書」を「顛末書等」と改め、同行の「甲16の1」の次に「、17」を加え、2行目の「から変遷しており」を「と変遷し一貫しておらず」と、18・19行目の「広域運営担当者」を「広域担当者」と、25行目の「7つの税務署」を「6つの広域運営対象署」とそれぞれ改める。
- 3 同16頁6行目の「4日、」の次に「控訴人の自宅に赴き、行橋税務署の身分証明書及び質問 検査章を提示し、所得税の調査を行うことを説明するとともに、」を、11行目の「提出」の次 に「や控訴人の使用しているパソコン内の取引状況の確認」を、同行末尾に「乙43、」を、1 5行目の「事情聴取の際、」の次に「各」を、17行目の「しなかった」の次に「、利益があっ たかどうかは自分で分かっている」をそれぞれ加え、18行目の「同日」を「同月24日」と改 め、22行目の「原告が」から23行目の「上、」までを削除し、25行目の「こと」の次に「や、 上記質問てん末書の作成の経緯・状況・内容(乙38、39、43、原審証人丁)」を加える。
- 4 同17頁初行の「が中心であるところ」を「にあるが、これに関しては」と、6行目の「と認められる」を「であり、その調査に当たって行橋税務署の身分証明書及び質問検査章を提示し、所得税の調査を行うことを説明した上、広域運営中心署である小倉税務署の名刺も交付しているのである」とそれぞれ改め、18頁7行目の次に改行して次のとおり加える。
  - 「また、控訴人は、複雑な課税方式であって、FX取引業者等ですら、課税方法を誤解していた旨主張する。しかし、後記のとおり、取引業者の一部からは、FX取引による利益が雑所得として総合課税の対象となる旨の記載がある書面の交付を受けている上、控訴人が税務署職員の課税の方法等について質問したり、税務署職員等が誤った指導等を行ったりしたという事実も認め難い。したがって、控訴人に不知若しくは誤解があったにしても、無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合とはいうことができない。」
- 5 同19頁8行目の「FX取引を行い、」の次に「利益の存否を自ら把握し、」を加え、14行目の「必要」を「必要性」と改め、16行目の「年金と」の次に「土地の」を加える。
- 6 同20頁4行目の「述べていないこと」の次に「、各FX取引業者からも利益に係る所得税について源泉分離課税として徴収する旨の通知を受けた形跡も見当たらないこと」を、6行目の「税務調査において」の次に「、取引業者の担当者から、FX取引による利益に係る税金を申告する人は一人もいないなどといわれたので申告しなかったなどと供述するとともに、」をそれぞれ加え、8行目の「必要」を「必要性」と改める。
- 7 同23頁初行の「足りる」の次に「的確な」を加え、8行目の「十分に」を「相応に」と改める。

### 第4 結論

よって、控訴人の本件各請求をいずれも棄却した原判決は正当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 小山 郛和

裁判官 中園 浩一郎

裁判官 石原 直弥